

第三節 大学院音楽研究科

一 東京芸術大学大学院規則

(一) 修士課程

昭和三十八年の大学院修士課程設立に伴い、大学院に係する規則が制定される。以下、規則の制定、改正、廃止の年度を年代順にまとめる。丸数字を付けたものに関しては、その全文または改正事項を掲載する。

昭和三十八年四月一日

- ① 東京芸術大学大学院規則制定
- ② 東京芸術大学学位規則制定
- ③ 大学院研究科委員会規則制定
- ④ 東京芸術大学大学院音楽研究科規則制定

※東京芸術大学専攻科規則(昭和二十九年四月一日制定)は昭和三十九年十月二十日に廃止

- 昭和四十三年六月二十日
- 昭和四十五年五月二十一日
- 昭和四十七年四月二十日
- 昭和五十年四月一日
- 昭和五十年九月十八日
- 昭和五十一年五月十日
- ⑤ 東京芸術大学大学院規則改正
- ⑥ 東京芸術大学大学院規則改正
- ⑦ 東京芸術大学大学院規則改正
- ⑧ 東京芸術大学大学院規則改正
- ⑨ 東京芸術大学大学院規則改正
- ⑩ 東京芸術大学大学院規則改正

①「東京芸術大学大学院規則」の全文

東京芸術大学大学院規則⁽¹⁾

(昭和三十八年四月一日制定)

第一章 総 則

第一条 東京芸術大学学則第三条の規定に基づいて東京芸術大学大学院(以下「大学院」という。)規則を定める。

第二条 大学院に、修士課程を置く。

第三条 大学院は、芸術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

第二章 組 織

第四条 大学院に、次の研究科を置く。

美術研究科
音楽研究科

2 各研究科に関する規則は、別に定める。

第五条 各研究科に、次の専門課程を置く。

美術研究科―絵画・彫刻・工芸・デザイン・建築・芸術学
音楽研究科―作曲・声楽・器楽・指揮・音楽学・邦楽

第六条 各研究科に、研究科長を置き、学部長をもってあてゐる。

第三章 委 員 会

第七条 研究科運営のため、美術研究科委員会および音楽研究科委員会を置く。

2 各委員会に関する規則は、別に定める。

第八条 大学院の修業年限は二年とする。

第九条 大学院の学生定員は、次のとおりとする。

研究科名	美術研究科		音楽研究科		合 計	研究科名
	専門課程名	入学定員	総定員	専門課程名		
絵画	一〇	二〇	九二	作曲	一六	二二
彫刻	一六	二二		声乐	一〇	
工芸	一〇	二〇		器楽	二二	
デザイン	一六	二二		指揮	二二	
建築	四	八		音楽学	四	
芸術学	一〇	二〇		邦楽	六	
小計	四六	九二		小計	五〇	
合計	九六	一九二				

第五章 授業科目、単位および履修方法

第十条 各研究科の専門課程別授業科目および単位については別に定める。

第十一条 学生は、専門課程の必修科目および選択科目合せて三十単位以上を修得し、修士論文または修士作品もしくはは修士演奏の審査を受け、かつ最終試験を受けるものとする。

2 学生はいづれかの研究室に所属し、指導教官の指導により研究

するものとする。

3 前項の研究室に所属するには、毎学年の始めに所定の手続きにより、研究室指導教官に願いでてその許可を受けなければならない。

第六章 課程修了の認定

第十二条 課程修了の認定は、二年以上在学して、所定の単位を修得し、かつ修士論文または修士作品を提出しもしくはは修士演奏を行なった者につき、最終試験を行ないこれに合格したものとする。

第十三条 各科目履修の認定は、毎学期または毎学年末に行ない、最終試験は、第二下次後学期以降に行なうものとする。

第十四条 各科目の成績は、評語により、優・良・可・不可の四種とし、優・良・可を合格、不可を不合格とする。

第七章 学 位

第十五条 各研究科において、課程修了の認定を得た者に対しては芸術学修士の学位を授与する。

2 学位に関する規則は、別に定める。

第八章 入学・休学および退学

第十六条 入学の時期は、毎年四月とする。

第十七条 大学院に入学することのできる者は、次のとおりとする。

1 学校教育法第五十二条に定める大学の卒業生

2 昭和二十八年文部省告示第五号をもって文部大臣の指定した

者

3 外国において学校教育法における十六年の課程を修了した者
第十八条 大学院の入学志願者は、指定の期日までに入学願書・成績証明書および出身大学学長の推薦書に入学検定料を添えて願出しなければならない。

第十九条 入学志願者については、選抜試験を行なう。

2 選抜試験については別に定める。

第二十条 選抜試験に合格した者は、指定の期日までに誓約書・戸籍抄本および所定の書類に、入学料を添えて提出しなければならない。

2 外国にあつては、戸籍抄本を外国人登録証明書の写と読み替えるものとする。

第二十一条 前条の手続きを取らない者には、入学を許可しないことがある。

第二十二条 誓約書に連署の第一保証人および第二保証人は、本人在学中の一切のことについて責任を負わなければならない。

第二十三条 在学年限は、五年とする。

第二十四条 病気その他の理由により引き続き二カ月以上欠席しようとする者は、所定の手続きを経て休学することができる。病気のため休学するときは、医師の診断書を添えなければならない。

第二十五条 病気その他の理由で修学が不当と認められる者は、その研究科委員会の議を経て、学長が休学させることができる。

第二十六条 休学の理由が止んだときは、復学願に医師の診断書または理由書を添えて提出し、許可を得て復学することができる。

第二十七条 休学の期間は、一年以内とする。

2 特別の理由のあるときは、許可を得て更に一年を限り休学を延長することができる。ただし、通算して二年を越えることはできない。

第二十八条 休学の期間は、これを在学期間に算入しない。

第二十九条 退学を希望する者は、その理由を添えて願出しなければならない。

第三十条 次に掲げる各号の一に該当する者は、その研究科委員会の議を経て、学長が除籍する。

1. 在学年限を満了した者

2. 二年の休学期間を経過した者

3. 授業料を滞納し、督促を受けても納入しない者

4. 大学院学生として研究を継続させることが適当でないと認められる者

5. 死亡または行方不明の者

第九章 検定料・入学料・授業料および寄宿料

第三十一条 検定料・入学料・授業料および寄宿料は次のとおりとする。

検定料	金	一、五〇〇円
入学料	金	一、五〇〇円
授業料	年額金	一八、〇〇〇円
寄宿料	月額金	一〇〇円

2 授業料は、次の二期に分けて、納入しなければならない。

前期 金九、〇〇〇円（四月三十日まで）

後期 金九、〇〇〇円（十月三十一日まで）

第十章 雑 則

第三十二条 この規則に定めるもののほか、大学院学生に関しては東京芸術大学学則、厚生補導通則、学部学生に関する諸規則を準用する。

第三十三条 前条の諸規則を準用する場合は「学部長」を「研究科長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、昭和三十八年四月一日から施行する。

〔横組〕

（『東京芸術大学学報』号外 昭和三十八年九月五日 二〇四頁）

（1）「東京芸術大学大学院規則」の制定に伴い「東京芸術大学学則」（昭和二十五年三月十日制定）が以下のように改正される。

第三条 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する規程は別に定める。

これについては前掲の『東京芸術大学学報』号外二頁に記されている。

②「東京芸術大学学位規則」の全文

東京芸術大学学位規則

（昭和三十八年四月一日制定）

第一条 東京芸術大学大学院規則第十五条第二項の規定に基づいて、東京芸術大学学位規則を定める。

て、東京芸術大学学位規則を定める。

第二条 修士論文または修士作品もしくは修士演奏（以下「論文等」という。）の提出・実施の時期および最終試験（以下「試験」という。）の期日ならびに方法については、各研究科において定める。

第三条 各研究科長は、論文等の提出を受けた場合、研究科委員会の議を経てその研究科の教官の中から三名以上の審査委員を選定する。

2 審査委員は、論文等の審査および試験を行なうものとする。

第四条 審査委員は、論文等の審査の結果および試験の成績を、研究科委員会に文書をもつて報告しなければならない。

第五条 各研究科委員会は、審査委員の報告に基づいて審議し、合格、不合格を議決する。

2 前項の議決は、全委員の $\frac{2}{3}$ 以上の出席を必要としかつ出席した委員の $\frac{2}{3}$ 以上の賛成がなければならない。

3 公務出張のために出席することができない委員は、これを前項の数に算入しない。

第六条 研究科委員会において、前条の議決をしたときは、各研究科長は、論文等の審査の要旨および試験の成績を、学長に報告しなければならない。

第七条 学長は、前条の報告に基づいて、学位を授与すべき者には所定の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

2 学位記の様式は、別表のとおりとする。

第八条 本学の学位は、「芸術学修士（東京芸術大学）」と呼称する。

第九条 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為をしたとき、または、不正の方法により学位を授与されたことが判明したときは、学長は、研究科委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返付させ、かつその旨を公表する。

附 則

この規則は、昭和三十八年四月一日から施行する。

学位記	本籍（都道府県名）
	氏 名
	年 月 日生
本学大学院 研究科	専攻の修士課程を修了したので芸術学修士の学位を授与する。
年 月 日	
第 号	大学之印 東京芸術大学

〔横組〕〔東京芸術大学学報〕号外 昭和三十八年九月五日 四頁

③「大学院研究科委員会規則」の全文

大学院研究科委員会規則

（昭和三十八年四月一日制定）

第一条 東京芸術大学大学院規則第七条第二項の規定に基づいて、研究科委員会（以下「委員会」という。）規則を定める。

第二条 委員会は、研究科担当の教授をもって組織する。

2 委員会が必要と認めた場合は、助教授または専任の講師を加えることができる。

第三条 委員会は、次の事項を審議する。

（1）教科課程の編成に関する事項

（2）学生の身分に関する事項

（3）論文審査ならびに試験に関する事項

（4）その他研究科に関する重要事項

第四条 研究科長は、委員会を招集し、その議長となる。

第五条 委員会は、定例委員会および臨時委員会とする。

定例委員会は毎月一回開き、臨時委員会は研究科長が必要と認めた場合または全委員の $\frac{2}{3}$ 以上の要求があつた場合にこれを開く。

第六条 委員会の会議は、全委員の $\frac{2}{3}$ 以上が出席しなければ、議決することができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第七条 委員会に、幹事を置き、学部事務長をもってあてる。

附 則

この規則は昭和三十八年四月一日から施行する。

〔横組〕

〔東京芸術大学学報〕号外 昭和三十八年九月五日 四頁

④「東京芸術大学大学院音楽研究科規則」の全文

東京芸術大学大学院音楽研究科規則

(昭和三十八年四月一日制定)

第一章 総 則

第一条 東京芸術大学大学院規則(以下「大学院規則」という。)第四条第二項の規定に基づいて東京芸術大学大学院音楽研究科(以下「本研究科」という。)規則を定める。

第二章 授業科目・単位および履修方法

第二条 本研究科における各専門課程の授業科目および単位数は別表のとおりとする。

第三条 授業科目は次の二種類とする。

1. 必修科目

2. 選択科目

第四条 学生は別表に定めるところにより、所属専門課程の開設する科目のうち、指導教官の指定する必修科目を、選択科目については、所属専門課程の科目もしくは他の専門課程の科目のうちから、指導教官の指導を受けて履修するものとする。

2 前記の選択科目の履修にあつては、指導教官の指導を受けて、学部において開設する科目を履修することができる。ただし、大学院で修得すべき単位として認める限度は四単位以内とする。

第五条 授業時間割および担当教官は毎学年の始めに公示する。

第三章 試験および課程修了

第六条 科目修了の認定について特に研究科委員会の承認を得た科目については、平常の成績または報告等により認定することができる。

第七条 修士論文または修士作品もしくは修士演奏(以下「論文等」という。)は一年以上在学し、必修科目および選択科目をあわせて二十単位以上を修得した者でなければ提出することができない。

2 前項の論文等の審査を受けようとする者は、六月までに論文等の題目を本研究科長に届け出なければならない。

3 第一項の論文等は、指定の期間内に本研究科長に提出しなければならない。指定期間経過後に提出したときは、その年度内に審査を行なわない。

第八条 特別の事情により試験を受けることができず、または論文等を提出することができなかった者については、研究科委員会の議を経て、追試験または追審査を行なうことができる。

第九条 休学している者が学年の途中で復学したときは当該学年の試験を受けることができない。ただし特別の事情がある者は、願出により研究科委員会の議を経て受験させることができる。

第四章 最終試験

第十条 最終試験は論文等を中心として、筆記または口述試験により行なう。

附 則

この規則は、昭和三十八年四月一日から施行する。

別表省略

大学院研究室等に関する内規

(昭和三十八年四月一日制定)

第一条 大学院には研究室を設けるものとし、教授を配置する。ただし必要に応じて助教授もしくは講師をもって担当させることがある。

2 研究室の種類および数については別に定める。

第二条 学生は、毎学年の始めに所属研究室指導教官の指導を受けて、研究題目と履修学科目とを定め、研究届、履修科目届を提出しなければならない。

2 所属以外の研究室で研究するときはその研究室の担当教官ならびに所属研究室の指導教官の許可を受けるとともに前項の研究届にその旨を明記しなければならない。

第三条 学生は、学部および他の専門課程に開設されている演習もしくは実習を履修しようとするときは、所定の手続きによりその担当教官の許可を受けなければならない。

附 則

この内規は昭和三十八年四月一日から実施する。

(横組)

(『東京芸術大学学報』号外 昭和三十八年九月五日 五〜六頁)

⑤ 「東京芸術大学大学院規則」の改正部分と改正理由

◇東京芸術大学大学院規則の一部改正について

東京芸術大学大学院規則の一部を次のように改正する。

昭和四十三年六月二十日

東京芸術大学長

小塚新一郎

第九条の表中、美術研究科芸術学の入学定員「二〇」を「一二」に、総定員「二〇」を「二四」に、入学定員の小計「五四」を「五六」に、総定員の小計「一〇八」を「一二二」に改め、音楽研究科音楽学の入学定員「四」を「六」に、総定員「八」を「一二」に、入学定員の小計「五〇」を「五二」に、総定員の小計「一〇〇」を「一〇四」に、入学定員の合計「一〇四」を「一〇八」に、総定員の合計「二〇八」を「二二六」に改める。

附 則

この改正は、昭和四十三年六月二十日から施行し、昭和四十三年四月一日から適用する。

改正理由

昭和四十三年五月四日付文大第二八二号で文部省大学学術局長からの本学学生定員の増加決定の通知にもとづき改正した。(横組)

(『東京芸術大学学報』第一二三号 昭和四十三年六月三十日 三頁)

⑥ 「東京芸術大学大学院規則」の改正部分

東京芸術大学大学院規則の一部改正

東京芸術大学大学院規則の一部を次のとおり改正する。

昭和四十五年五月二十一日

第九条の表中

研究科名	専門課程名			入学定員	総定員
	小	工	絵		
美術研究科	計	芸	画	一〇	二〇
	五	一	二	二	二
音楽研究科	小	器	計	五	一〇
	二	二	二	二	四
合 計	一〇	八			二一

を

研究科名	専門課程名			入学定員	総定員
	小	工	絵		
美術研究科	計	芸	画	一四	二四
	六	一	二	二	二
音楽研究科	小	器	計	五	一〇
	二	二	二	二	四
合 計	一一	四			二二

に改める。

附 則

この改正規則は、昭和四十五年五月二十一日から施行し、昭和四十五年四月一日から適用する。

〔東京芸術大学学報〕第一三〇号 昭和四十五年六月三十日 四頁

⑦「東京芸術大学大学院規則」の改正部分

東京芸術大学大学院規則の一部改正

東京芸術大学大学院規則の一部を次のように改正する。

昭和四十七年四月二十日

第九条の表中

東京芸術大学長 福井直俊

研究科名	専門課程名						入学定員	総定員
	小	芸	建	デ	工	彫	絵	
美術研究科	計	術	築	ザ	芸	刻	画	
	六	一	二	八	一	六	一	二
合 計	一一	六						二二

を

美術研究科	研究科名
絵画 彫刻 工芸 デザイン 建築 芸術 小計	専門課程名
一八 一二 二 九 二四 一二 九三	入学定員
三六 二四 一八 四八 二四 一八六	総定員

合	計	一四七	二九四
---	---	-----	-----

に改める。

第三十一条第三項を削り、第三十一条第一項中

検	定	料	金	三、〇〇〇円
入	学	料	金	四、〇〇〇円
授	業	料	年額	一八、〇〇〇円
寄	宿	料	月額	一〇〇円

を

区	分	授業料等の額
検	定	料
入	学	料
授	業	料
寄	宿	料

に改める。

第三十一条第二項中「金九、〇〇〇円」を「年額の $\frac{1}{2}$ 」に改める。

附 則

1 この改正規則は、昭和四十七年四月二十日から施行し、昭和四十七年四月一日から適用する。

2 昭和四十七年三月三十一日以前に入学した者の授業料の額は、この規則による改正後の本学大学院規則第三十一条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 昭和四十七年四月一日以後において編入学又は再入学をした者

の授業料の額は、当該者の属する年次の在学者と同額とする。

4 昭和四十七年度において入学した者から徴収する同年度の授業料の額は、この規則による改正後の本学大学院規則第三十一条第一項の規定にかかわらず、次の表に定める前期及び後期の額を合わせた額とし、この規則による改正後の本学大学院規則第三十一条第二項の規定にかかわらず、当該前期又は後期の額を前期又は後期において徴収するものとする。

後	前
期	期
一八、〇〇〇円	九、〇〇〇円

5 昭和四十七年における入学を許可される者の入学料の額は、この規則による改正後の本学大学院規則第三十一条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 昭和四十七年度の入学、編入学又は再入学をする者の検定料の額は、この規則による改正後の本学大学院規則第三十一条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（東京芸術大学学報」第二三八号 昭和四十七年七月三十一日 四く五頁）

〔横組〕

⑧「東京芸術大学大学院規則」の改正部分

東京芸術大学大学院規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和五十年四月一日

東京芸術大学長

東京芸術大学大学院規則の一部を改正する規則
東京芸術大学大学院規則の一部を次のように改正する。
第九条の表中

研究科名	専門課程名	入学定員	総定員
美術研究科	小 絵 計 画	二一 九六	四二 一九二
音楽研究科	小 音 計 楽 学	六 五六	一二 一一二
合 計		一五二	三〇四

を

研究科名	専門課程名	入学定員	総定員
美術研究科	小 絵 計 画	二四 九九	四五 一九五
音楽研究科	小 音 計 楽 学	八 五八	一四 一一四
合 計		一五七	三〇九

に改める。
「第九章 検定料・入学料・授業料及び寄宿料」を「第九章 検定料・入学料及び授業料」に改める。
第三十一条第一項を次のように改める。

検定料・入学料及び授業料の額は、国立の学校における授業

料その他の費用に関する省令（昭和三十六年文部省令第九号）に定めるところによる。

附 則

この改正規則は、昭和五十年四月一日から施行する。（横組）

（東京芸術大学学報」第一五〇号 昭和五十一年四月三十日 二～三頁）

⑨「東京芸術大学大学院規則」の改正部分

東京芸術大学大学院規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和五十年九月十八日

東京芸術大学長

福井直俊

東京芸術大学大学院規則の一部を改正する規則

東京芸術大学大学院規則の一部を次のように改正する。

第二十条第一項を次のように改める。

選抜試験に合格した者は、指定の期日までに誓約書、戸籍抄本及びその他所要の書類を提出するとともに所定の入学料を納付しなければならない。ただし、第三十一条の二の規定により入学料の免除の許可を受けようとする者については、入学料免除申請書の受理をもって、入学手続上入学料の納付にかえることができる。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 前条第一項の入学手続を完了した者に入学を許可

する。

第三十条第五号中「死亡又は」を削り、同条第五号の次に次の一号を加える。

(六) 入学料の免除を申請し、免除の不許可又は半額免除の許可の告知を受け、所定の期日までに入学料を納入しない者第三十一条の次に次の二条を加える。

第三十一条の二 経済的理由によって入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又はその他特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる場合は、入学する者の願い出により、入学料の全額又は半額を免除することがある。

2 入学料の免除に関する規則は、別に定める。

第三十一条の三 経済的理由その他特別な事情により授業料の納付が困難と認められるときは、その者の願い出により授業料の全部又は一部を免除することがある。

2 授業料の免除に関する規則は、別に定める。

第三十二条中「東京芸術大学学則、学生生活通則、学部学生に関する諸規則」を「東京芸術大学学則、学生生活通則、学生生活協議会規則、学部学生生活委員会共通規則及び学部学生に関する諸規則」に改める。

附 則

この改正規則は、昭和五十年九月十八日から施行し、昭和五十年四月一日から適用する。

〔横組〕

〔東京芸術大学学報〕第一五〇号 昭和五十一年四月三十日 五頁

⑩「東京芸術大学大学院規則」の改正部分

東京芸術大学大学院規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和五十一年五月十日

東京芸術大学長

福井直俊

東京芸術大学大学院規則の一部を改正する規則
東京芸術大学大学院規則の一部を次のように改正する。
第九条の表中

合 計	音楽研究科					美術研究科	研究科名
	小 邦 音 指 器 声 作	楽				小 絵	専門課程名
	計 楽 学 揮 楽 楽 曲					計 画	入学定員
一五七	五八 六 八 二 二六 一〇 六					九九	二四
三〇九	一一四 一二 一四 四 五二 二〇 一二					一九五	四五

研究科名	専門課程名	入学定員	総定員
美術研究科	絵画計	二七 一〇二	五一 二〇一
音楽研究科	作曲 声乐 器楽 指揮 音楽学 邦楽 小計	九 二〇 四三 三 一五 九 九	一五 三〇 六九 五 二三 一五 一五七
合計		二〇一	三五八

に改める。

附 則

この規則は、昭和五十一年五月十日から施行し、昭和五十一年四月一日から適用する。

(横組)

(『東京芸術大学学報』第一五〇号 昭和五十一年四月三十日 一六〜一七頁)

(二) 博士後期課程

昭和五十二年の大学院音楽研究科博士課程の設置にともない、昭和三十八年制定の「東京芸術大学大学院規則」は廃止され、新たに「東京芸術大学大学院学則」が制定される。昭和五十二年以降の規則の制定、改正、廃止の年度は次のとおりである。丸数字を付けたものに関しては、その全文または改正事項を掲載する。

昭和五十二年四月二十八日 ① 東京芸術大学大学院学則制定

※東京芸術大学大学院規則(昭和三十八年四月一日制定)は廃止

② 東京芸術大学学位規則制定

※東京芸術大学学位規則(昭和三十八年四月一日制定)は廃止

③ 東京芸術大学大学院研究科委員会規則制定

※東京芸術大学大学院研究科委員会規則(昭和三十八年四月一日制定)は廃止
④ 東京芸術大学大学院音楽研究科規則制定

※東京芸術大学大学院音楽研究科規則(昭和三十八年四月一日制定)は廃止

⑤ 東京芸術大学大学院連絡協議会規則制定

⑥ 東京芸術大学大学院研究科学位(課程博士)審査内規制定

東京芸術大学大学院研究科学位(論文博士)審査内規制定

⑦ 東京芸術大学大学院学則改正

⑧ 東京芸術大学大学院連絡協議会規則改正

⑨ 東京芸術大学学位規則改正

⑩ 東京芸術大学大学院音楽研究科規則改正

⑪ 東京芸術大学大学院学則改正

⑫ 東京芸術大学大学院研究科学位(課程博士)審査内規改正

東京芸術大学大学院研究科学位(論文博士)審査内規改正